

Title	普遍主義の財政学：アンドレエを中心として見たる
Sub Title	
Author	永田, 清
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1935
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.29, No.4 (1935. 4) ,p.519(45)- 562(88)
JaLC DOI	10.14991/001.19350401-0045
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19350401-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

普遍主義の財政學

— アンドレエを中心として觀たる —

永田清

由來財政現象の公共的・權力的性質は種々なる視野から眺められて來た。例へば、能力、利益、交換、義務、犠牲等の諸理念は權力體の獲得經濟を一應基礎付けたのである。勿論利益、交換等の理念は國家契約説より出發するものであるから、これ等の理念を採る論者に於ける權力體の意義は決して超個人的のものではない。併し乍ら、彼れ等と雖も、契約的意義に於ける公共體それ自體の存在はこれを否定しない。従つて、斯る公共體の存在に必要な經濟手段を強制獲得に求め、この強制獲得の根據と條件とを、利益、交換、授受等の諸理念より説明するのである。故に能力、利益等の圈内に於ける負擔配分の關係が規定せらるれば、公共體の獲得經濟は、以上の條件内に於て、全く無拘束に個人經濟に介入する。而して斯る獲得經濟に對する個人の反抗は最早や許されないのである。何故ならば、既に公共體の存在が認められ、其の獲得經濟の條件が充たさるれば、此の場合の權力發動は全く支配的

であり、一方的意志に基づくものだからである。これ、原子論的、個人主義的社會觀を採る論者と雖も、公共體の強制獲得に對する個人の恣意性を認めざる所以である。獲得經濟に對する個人の恣意性がないと謂ふことは、配分負擔の義務的遂行を意味する。即ち經驗的事實として、能力、利益の理念のもとに一應負擔の配分が決定せらるれば、これに應ずると否とは個人の自由ではない。其は命令的であり、強制的である。斯る命令、強制は個人の側に於ては、義務の理念に置き換へられる。斯くて、利益と謂ひ、能力と謂ふも、これ等は獲得經濟の根據と條件とを規定する理念にすぎない。斯る條件の充足と同時に、これ等は義務の理念をそれ自體の中に包攝するに至るものである。謂はゞ、利益、能力、交換等の理念は獲得經濟の外廓規定であつて、其の圈内に於ける義務の理念は暗黙の中に認め容せられて居るのである。唯だ、個人主義的社會觀をとるものは積極的に義務の理念を表示しない。それは然うなるべき理由がある。彼れ等にとつては、強制社會體は個人の爲めに存立するものである。即ち個人を基礎として社會が説明せられる。従つて強制組織としての社會體の意義は少くとも個人概念の水準以上に出ることが出来ぬ。故に個人を支配する所與として社會概念は生じて來ない。個人を支配するより、高次的なる社會組織が認められなければ、個人の側に於ける第一義的な義務と謂ふことは理解出來ない。だから契約論者に於ける義務の理念は、前述したやうに、個人主義的見解に基づく社會體の存立が説明された後、第二義的に發生する經驗的内容にすぎない。換言すれば、この場合、法的規範としての義務の理念は社會理論的に基礎付けられるものではなく、結局に於て、倫理の内容をもつ道徳律から説明されるに過ぎないものである。

獲得經濟に對する義務の理念を社會理論的に説く爲めには、獲得經濟を行ふ社會體が個人より上位に在ること、若しくは個人に先行することを認めなければならぬ。そうしなければ、個人の全體に對する從屬と謂ふことは、前述したやうに、單なる倫理的規範にすぎなくなつて、社會理論上の論理的根據を失ふからである。確かに、義務の理念を直截明快に説いたものは國家主義者達であつた。國家を以て社會組織の最高形式と看するものにとつては、其の行ふところの獲得經濟は個人の側に於ける義務の理念と論理上の必然的連繫をもつ譯である。特に個人の國家に對する從屬を明確に説いた者はロマンティカのアダム・ミュラーであつた。

彼れは有らゆる生活現象の共同社會性(Gesellschaftlichkeit)を社會科學的眞理として認識する。彼れにとつては、國家は市民生活の效用並びに娯樂の爲めの人工的な組織ではない。其は市民生活の全體其れ自體である。従つて國家を離れて人間を考へることは出來ない。國家は總ての理念が永久に活動する王國である。其は人事の總體であり、一個の生命ある全體に對するその結合である。彼れに従へば、國家は一個の單なるマヌファクツウル、農場、保險會社若しくは商事會社ではない。其は一國民の有らゆる肉體的、精神的欲望、有らゆる肉體的、精神的富、有らゆる内的、外的生活を、永久に活動し且つ生命ある一個の大なる全體に緊密に結びつけるものである。國家それは有らゆる精神的、肉體的欲望の要求である。人は國家なくしては聞くことも、見ることも、考へることも、感ずることも、愛することも出來ない。要するに人は國家の中に於てのみ考へられる。國家は其の構成者の世界に對する犠牲、即ち人類に對する愛に於て、統一として成立する倫理的共同社會である。この世界に對する直接の關係によつて、

國家は一個の普遍的及び宗教的特徴並びに普遍的妥當性を獲得する。何となれば、嚴密に謂へば、個人の幸福なるものは存在せず、唯だ犠牲に於ける幸福のみ存するからである。而して斯る普遍的關係に於てのみ人は向上する。

ミュラーは自然法説、契約説に反對すると共に、アダム・スミスの個人主義的經濟觀を否定する。彼れに従へば、經濟の對象は死せる事物、誰れにも解る生産物のみではなく、更に生命ある人間である。人であれ、物であれ、各個體は二重の價值を持つて居る。一は一定個人の欲望を充足する手段としての個人であり、他は社會に對する直接有用性の對象たる社會的價值である。斯る價值本性は死せる物財のみならず、人も亦これを具有する。故に吾々は物質的財、物理的資本のみならず、非物質的財、精神的資本の存在をも之を認めなければならぬ。スミスは死せる財貨の總和を以て國富と考へた。併し乍ら、ミュラーは國富を死せる靜止狀態に於ては理解しない。生成、流動の形に於てこれを把握するのである。土地、資本、勞働は、彼れに従へば、國富の單なる要素にすぎないものであつて、其の源泉ではない。國富の其の源泉はこれ等の「活動的なる相互作用」(regsame Wechselwirkung)である。こゝから、ミュラーに於ける資本の本質に關する重要な結論が生ずる。即ち精神的資本、觀念的財貨の強調これである。政治家、宗教家、哲學者の能力は國民の厚生を齎らす。これ等の精神的財貨は明らかに國富に屬するものである。斯る能力の擴大こそ、唯一の眞なる國富と謂はなければならぬ。經濟の對象は物質財の純粹收益を成就することだけではない。非物質的財貨が與ふところの有用・效用の倍加も亦經濟の對象である。併し乍ら、個々の生産力はこれが再び高度の生産力によつて生産せられる限りに於てのみ生産し得る。若し國家がその生産を停止するならば、すべての小生産は自ら停止する。故に國民經濟の對象たるものは、「總ての生産物の生産」(Produkt aller Produkte)、大なる共同體、國家の生産並びに精神的深化である。

ミュラーはまたスミスの個人主義的出發點としての合理的方法を拒否し、有機的普遍的觀察方法を規定する。斯る觀察方法は歴史的に基礎付けられ、倫理的觀點より生ずる。彼れの觀察方法の歴史的なるもの(Das Historische)は歴史的發展の把握のみにあるのではない。更に彼れは國家的社會的生活の現象を歴史的に條件付けられたるものと理解する。こゝに吾々は歴史學派に對するミュラーの強力なる影響を認めなければならぬ。合理主義に對する反抗は、非合理的なること、感情的なることの強調となつて彼れに現はれる。これがロマンティックな要素である。こゝに、ミュラーが他のロマンティカアと等しく社會の各員が精神的に結合せる中世の社會を絶えず讚美し、内的理解の尠い合理主義の現實に反對する所以である。斯くて彼れは國家及び社會に反對する合理的思惟並びに原子論的見地を抗拒する。彼れの認める理想は倫理的・公益的目的より生ずる組合的條件である、個人の全體に對する從屬である。

ミュラーは價値の理念に於ても其の精神性・社會性を強調する。人であれ、物であれ、各個體は個人的性質と社會的性質とを併有する。而して後者は人類間の結合に役立つものである。斯る特性を有するものを彼れは貨幣と稱んだ。即ち貨幣とは市民的社會の各個人に附着する特性であつて、これが爲めに個人は他の結合せる個人から離れ、また他の個人と結合する。貨幣は斯る一個の理念である。國家が多數者の内的・精神的統一の生命ある表現である

やうに、貨幣は多數者の内的・精神的統一の經濟的表現である。斯る貨幣の理念の中に、彼れは國民力の表現を認める。

彼れに従へば、各個人は人性並びに國家の全體に奉仕する。各人は社會の爲めに生産する。故に各個人が市民社會に役立つ如きものを作り出すときに、「生産する」と謂はれ得る。併し乍ら社會も亦個人の爲めに生産する。即ち社會は個人の價值・能力を向上せしめるのである。故に此の意味に於て個人と社會とは完全な相互作用の關係に在ると謂はなければならぬ。彼れによれば、人は二個の原生的欲望(Urbedürfnisse)を有する。一は營養の欲望であり、他は社會の欲望である。かゝる欲望の充足は、個人の自由に委されてはならぬ。國家はかゝる欲望が充分に満足されるやう顧慮しなければならぬと謂つて居る。

ミュラアが「市民の公課は精神的國民資本の利子である」と謂ひ、また「市民が國家の公課に應ずべき理由は、其が國民力の強化に役立つ、従つて人に利益を與へるからである」と謂ふのは、總て前述の如き根本思想より生ずる當然の歸結であつた。即ち國家の獲得經濟に對する個人の義務の理念は、彼れにおいては、精神的資本を作り出す全體性としての國家の個人に對する優位に依つて基礎付けられて居るのである。假令ミュラアの全體主義としての國家思想が多くのロマンティックな言辭によつて粉飾されて居るにもせよ、國家の獲得經濟に對する個人の義務の理念は、一應彼れによつて其内容の道德律を離れた、社會理論上の基礎をもつたのである(一)。

(一) Vgl. Adam Müller, Elemente der Staatskunst (Neue Ausg. 1922)

J. Baxa, Adam Müller, 1930.

Ders., Einführung in die Romantischen Staatswissenschaft, Ss. 102-126.

Mombert, Geschichte der Nationalökonomie, Ss. 423-429.

二

オットマル・シュパンはアダム・ミュラアより出發して普遍主義の社會學説を確立した。而して本稿に於て取扱ふアンドレエの普遍主義財政學はシュパンの理論を基礎とするものであるから、其の内容の説明に這入る前に、シュパンの普遍主義を簡単に説いておかねばならぬ。

シュパンに従へば、社會概念の問題には、思惟形態としての純形式的意味に於ける二つの可能なる根本的回答がある。第一の回答に於ては、社會とは個人から成立する一個の單なる合成物であつて、個人はそれ自身獨立的な固有なものと思惟せられて居る。これに反し、第二の回答によれば、社會は一つの全體であつて、其の構成部分とは本來獨立したのではなく、ある程度まで斯る全體の器官にすぎない。社會は個人の合成であるとの第一の回答はこれを個人主義と謂ふ。而して總てのものがそれより生ずる第一義的なる本源的實在は個體ではなくて全體であり、個人ではなくて社會であると做す第二の回答は普遍主義である。個人主義に於ては、社會は例へば礫石又は石の堆積の如きものである。これ等は表面上は眞の集合状態を表して居るが、その實は各部分の合成にすぎず、個々のものの單なる總和であつて、そのものも眞の實在は個々の石の中に存在して居るのである。故にこの合成物は必

然の結果として定形をもたない。即ち右の堆積は如何なる「形」をとらうとも、その性質に於て何等變るところはない。然るに普遍主義に於ては、社會はそれ自身固有の全體であり、これを構成して居る部分は自主的自足的に存在して居るものではなく、全體に必要な部分としてのみ其の本質をもつものと考へられる。例へば有機體である。手、心臓、細胞はこれを全體(有機體)からとり出すことは出来ぬ。また數學的な例示をとれば、例へば三角形はその内角の總和が一八〇度であると謂ふ特性をもつた一つの全體である。斯る特性は孰れの角にも孰れの邊にも屬するものではない。故にかゝる特性は三角形の一定の構成部分若しくは部分的個々のものに屬せずして、部分の相關關係、相互作用の結果である(一)。

(一) O. Spann, Der wahre Staat, I. Aufl. 1921, Ss. 11-12.

阿部・三澤兩氏第三版邦譯三三三四頁。

個人主義の力説する點は個人概念であつて、其は個人主義にとつては社會に於ける唯一の實在をなすものである。即ち個人主義の重點は個人を如何に考へべきかと謂ふ問題にある。而して個人主義の最後の到達點は、精神的存在として觀た個人が精神的にそめ自ら自足的自主的であるといふ主張である。即ち何物にも煩されることなく自己を創造し、精神的に自ら自己を作るところの個人が、個人主義の根本思想である。如何なる個人主義と雖もこの根本思想から離れることは出来ない。斯くて個人主義の社會概念はかゝる前提によつて既に明らかとなる。即ち個人が絶對的に自主的なものであるならば、社會は自主的な何物でもなくして、單に個人の集積にすぎない。自己自らに依存する自主的な絶對的個人概念を徹底させるときは、個人は社會の中に止つて居ることによつて、その精

神的自己決定性及び自足性に對して何等の妨害をも感じないわけである。若しそいふ場合があるとすると、社會は單に個人の總和にすぎず、何等獨自なものではあり得ない。單に一つの群であり、數であり、その他の何物でもない。故に社會といふ「全體」は實在的なものでなくて、唯一の實在は個人である。自足性が個人の本質をなすものであるならば、即ち個人が其の生活に於て何ものにも拘束されずに創造するものであるとするならば、幾多の個人の總和たる多數といふ事實は個人から推論し得るものである。部分が集團の前にあり、個人が唯一の眞であり、唯一の實在である。これが個人主義の明瞭な動かすべからざる結論である(一)。

(一) O. Spann, a. a. O. Ss. 13-17. 邦譯三五—四一頁。

然らばかゝる個人主義の不動の結論から如何なる派生的理解が生ずるか。シュパンによれば、先づ精神的に自己自らによつてのみ創造し生活する者にとつては、自分自身に對しては道德と義務とをもつて居るが、他人に對してはこれを有して居ない。即ち個人主義者にとつては、個人的倫理は存在するが、社會的倫理は存在しない。社會的な行爲の法則は事實として存在はして居るが、其は道德の表現ではなくして、單なる功利的な考慮の表現にすぎないのである。而して個人主義の基礎となる概念は個人であるから、個人の自由といふことが個人主義の第一の政治原則である。個人の自由といふことは、これを國家の任務について謂へば、國家が出来ただけ干渉しないといふことである。斯くて個人主義者に於ける國家はラッサールの謂ふ夜警國家であらねばならぬ(一)。併し問題の中心點はかゝる派生的な理解ではなくて、個人主義の根本的前提條件たる絶對的個人概念、自己創造、自足性である。

シュパンはこの點に就て疑問を提出する。即ち精神的に自己自らによつて築かれたものは如何にして一つの全體に結び付くか。個人主義に於ては、自己決定、自主自足といふことは、自分自身の上に基礎をおくことを表はすものであるから、個人が他の個人と無關係であることを意味する。個人主義は必然的に人間の世界を互に孤立した自足的な世界と觀る。併し乍ら、シュパンに従へば、かくの如く個人が社會に於ける他の個人から孤立して居るといふことは全く不可能である。それは有らゆる經驗に矛盾する。従つて社會的全體への本質的關聯が認められねばならぬ。蓋し其は事實と合致するが故である(2)。

(1) O. Spann, a. a. O. Ss. 18-24. 邦譯四二四九頁。

(2) Ders., a. a. O. Ss. 25-27. 邦譯五一五三頁。

斯くしてシュパンは普遍主義を唱導する。この普遍主義によれば、社會はその本質上全體である。而してこの全體性の核心は精神的協同體の中に在る。人間社會の本質と淵源とは精神的共同體の中に在る。従つて本源的に精神的部分的全體性の裡に實現せられるのである。而して人間の行動は一切の精神的なるものを實現し展開させる特性をもつた派生的要素としてはじめて現れるのである(1)。一切の現實の根本事實、一切の眞正なる社會科學の根本認識は常に社會は個體の累積にあらずして全體性よりなるといふこと、従つて本來の現實的なるものは個體ではなくて全體であるといふこと、又個體はそれが全體の肢體たる限りに於てのみその現實性と存在とを有するといふことに認められる(2)。

(1) O. Spann, Gesellschaftslehre, II. Aufl. S. 509. 向井氏邦譯五頁。

(2) Ders., Ebenda, Ss. 542-543. 邦譯三九頁。

普遍主義に於ては、第一義的實在は個人に存せずして、全體社會に在る。斯くて普遍主義の標識は次の二つとなる。(一)全體・社會は本來の實在である。而して(二)全體・社會は第一義的なるものである。個人はある意味に於て、全體の構成分子として存在するにすぎない。従つて個人は派生的なるものである。シュパンに依れば、斯る普遍主義は第一義的のものではない。それにも幾多の類型がある。然し彼れの主張せんとする普遍主義は「流動的普遍主義」(Der kinetische Universalismus)と稱せられるものである。此の場合、全體は何等か完成せるものではなく、常に流動しつゝあり、進行(過程)の中に於て自己を創造し建設するものであり、徹頭徹尾生成的なるものであり、有らゆる瞬間に於ける有らゆる完全な姿を踏み越すところの純粹な運動である。有らゆる瞬間に於て「全體性」を創造し建設するかゝる運動は、個人の中に存する總ての精神的實在がたゞ覺醒されたものとして存在し且つ發生することの中に見出される。個人精神は、たゞ他の精神の側からなされる點火、啓發、刺戟によつてのみ、實在化する。其は個人精神の奥底に完全に沈下することによつてではなく、精神と精神との相互的啓發といふ根本的、第一義的條件によつてのみ實在化する。故に個人の中に精神的なるものを發生せしめるものは、すべて常にある意味に於て(直接的たると間接的たるとを問はず)、個人の中に他の精神を覺醒せしめるものの反響である。即ち人間精神は孤立的ではなく共存關係の中のみ根柢を有する。人間精神は孤立的には存在せずして、常に同時に他の精神への一つ

の(極めて間接的ではあるが併し恒常的の)本質的關聯によつて存在するものである。個人精神は協同社會若しくは「精神的協同社會」(Gesellschaft)の存在形式をもつ。總ての精神的實在はたゞ Gesellschaft としてのみ存し、たゞ Geistesheit の中のみ存する。これが社會生活の基本事實である(1)。

(1) O. Spann, Der wahre Staat, (a. a. O.) Ss. 29-34. 邦譯五六—六二頁。

以上シュパンの「流動的普遍主義」に於ける全體性の概念を述べたが、この場合個人の本质は何か。彼れは全體性概念の發展から生ずる個人概念の主要な規定個條は次の如くであると謂ふ。

(一) 若し超個人的なるものが本源的(第一義的)なるものならば、個人はたゞ存在への可能性をもつ何物か(單なる潜在的のもの)にすぎない。個人はその本質に於て獨自的に創造されたものではない。寧ろ超個人的なものが本源的實在である。而してこれが個人を覺醒し形成する。従つて個人は、存在し得る、存在の可能性をもつ、何もかにもすぎない。其は潜在的なものにすぎない。斯る可能的なものは協同社會によつて現實化される。

(二) 個人は唯一性・特殊性・個性である。従つて普遍主義が個人を綜合精神、協同社會若しくは Gesellschaft の分岐として規定するとしても、それによつて個人は否定されないで、個人の享くべきもの、唯一性、個性が與へられる。個人の主要固有性は普遍主義によつて奪れない。普遍主義が戦はねばならぬものは、本源的實在が個人の中に在ると謂ふ思想である。全體性は覺醒させる。従つて最初である。而して其は何等か固有なものである。個人は覺醒させられる。故に其は後(時間的にも論理的にも)である。個人の唯一性は先づ「自我」の原始的本性から生ずる。

る。何故なれば、かゝる唯一性は一般に定有の條件だからである。次に斯る唯一性は協同社會の本質から生ずる。而して協同社會は一個の精神的有機體としてそれ自身の中に肢體、部分器官を必要とする。換言すれば、部分が全體となる爲めには、特殊性、差別性(分化)が必要である。等しきもの(同質物)ではなくて、調和された等しからざるもの(異質物)が有機體を構成する(1)。

(1) Ders., Ebenda, Ss. 43-44. 邦譯七二—七四頁。

斯くの如き個人と全體とは如何なる關係に在るか。方法論的に考察すると、この問題は「全體は部分に先行す」といふことに歸結せられる。而して其は論理的に主に次の三様の形態をとつて現れる。

(一) 全體の部分に對する關係——個人は全體性の肢體たる意味に於ての部分として現れる。

(二) 一般の個人に對する關係——個人はその類の標型として現れる。

(三) 一の多に對する關係——多は一によつて規定せられるものとして現れ、一は規定するものとして現れる。さればこれ等問題の諸形態に相應して次の如く謂はれる。即ち全體は部分(肢體)に先行し、類は個人に先行し、一は多に先行すると。而して全體は個人に先行するといふことは、稍々もすると現代の自然科学が解したがるやうに、全體が獨自の衝動力として又は一種の神祕的な「不意の出現者」として部分を「惹起する」「生ぜしめる」「作り出す」ことを意味するのではない。斯くの如きは原因的考察であらう。斯る考察は社會若しくは根據及び結果に於ては決して何等の地位をも占め得ないのである。若しも全體が部分を原因的に作り出すものとすれば、全體は素

材的なるもの又は中心力として把握せられ、それ自體で(單獨に)存在し得るであらう。同様に、部分は(全體の外に)規定せられた片・個體として捕捉せられ、これに全體が作用し、またこれが全體に反作用することとならう。併し乍ら、かゝる原因的思考方法によつては、「全體」の概念も「部分」の概念もその固有の意味を失つて了ふ。この場合眞實に残るものとしては、唯だ原因複合體、原子的累積、作用の合計等があるのみである。斯くてこの命題は原因關係を問題とするのではない。たゞ全體は論理的に部分に先行することを意味するだけである。全體はその本質上(その理念上)、何物かがその肢體、その部分たり得る以前に、或は一層嚴密に謂へば、それが派生せられ肢體に展開せられ得る前に存在しなければならぬ。これが論理的に先行する所以である(一)。

(一) Ders., Gesellschaftslehre. (a. a. O.) Ss. 541-544. 邦譯三七—四〇頁。

若し個人の中に在る總ての精神的なものが、たゞ協同社會の構成要素として、即ちたゞ一つの綜合精神的なものの肢體として存在するならば、その綜合精神的なもの、「協同社會」は同時に個人にとつても亦生命ある本質的なものである。協同社會にあてはまるところの精神生活の内的條件と同一の條件は、私の根本的條件にも亦あてはまる。又その反對に、精神的本體としての私が私の中にもつものと同一の内的生命法則、道德法則は、綜合的なもの、協同社會にも亦あてはまる。私が今他人に對してもつ關係は、(個人主義者の説くが如く)絶對的本質性としての私自身からの關係ではなく、従つてまた私に未知なもの、私を束縛するものとの關係ではなく、寧ろ私を向上せしめ、擴張せしめ、而して最後に私自身を精神的に現實化せしめる關係である。普遍主義的な社會説明に於ては、

道德的なるものの本質は斯うである——他人との關係の中に既に個人の内的生存條件が含まれて居るから、個人道德的なものは又社會道德的なものである。義務は一つの客觀的・精神的なものの生命法則として(全體の本質要求として)現はれる。而して私はその客觀的・精神的なものが私即ち肢體の中に於て實現せられるといふ形式で、換言すれば、精神的協同社會が實現せられるといふ方法で、それに参加するのみである。社會的なものこそ常に道德的なものゝ第一形式であり、而して個人的なものは派生的形式である。即ち普遍主義的の見解に従へば、客觀的・精神的なるものゝ生命法則はまた分岐的な個人精神の道德法則でもある。個人精神はたゞ *Genweins* に於てのみ實現されるから、たゞそれが客觀的なもの、協同社會へ参加する限りに於て道德的である。社會道德は今や第一次的にして且つ本來的なものであるのみならず、究極に於て唯一の道德である。何となれば、社會道德のみがまた肢體(個人)の道德たり得るからである。

この見解は既にプラトンの「國家は善の支持者である」といふ言葉の中に存して居る。國家、全體、共同社會は單に善の支持者ではなく、それ自體徹頭徹尾道德的なものである。即ち善の實體である。それは不道德的ではあり得ない。何となれば、不道德的なものは精神的なものゝ本質に反するからである(一)。

(一) Ders., Der wahre Staat, Ss. 46-50. 邦譯七六—八〇頁。

以上がシュペンの普遍主義的社會觀の根本原理である。然らばかゝる原理が政治原則に適用されると如何うなる

か。

シュパンに従へば、個人主義學說の中心的な政治的基本概念は自由であるが、普遍主義學說のそれは正義である。自律的個人から出發するならば、その無制限な發展、即ち自由を最高要求と考へねばならない。これに反し、全體から出發すれば、全體中に於ける適當な地位、即ち正義が最高命題となる。故に全體から觀るならば、正義は部分相互間の正しい相應(相關)の概念であり、一つの建設概念、構成的概念である。而して全體の構成原理としての正義は、その構成要素の不平等性を要求する。即ち普遍主義的正義概念は、各人に全體の中に於て彼れに適應せるもの、従つて各種の地位を配分することにより、原則としての不平等を要求するのである。何故ならば、純構成的に看れば、總ての全體はまた必然的に差別ある(分化された)諸部分より成るからである。無差別の同種性、等質性は如何なる有機體にも存在しない。等質的なものは有機體ではないのである。また普遍主義は個人主義的意義に於ける自由を否定する。普遍主義的見解に従へば、自由とは強制的反對ではなくて、寧ろ精神的孤立の反對である。獨自的存在は精神的の死であり、零落である。自由とは積極的に自己が欲することをなす自由ではなくして、創造的協同社會が要求することをなすこと——即ち自己のなすべきことを爲す自由である。更に國家使命に就て、普遍主義は「文化國家」を説く。普遍主義にとつて、國家は精神的結合の最大限を目的とする組織である。即ち共同生活の機械的任務(治安等)の外に、精神生活の施設をも司るべきものである(一)。

(一) Ders., Ebeada, Ss. 50-63. 邦譯八〇—九五頁。

斯くて吾々は普遍主義に於ける國家の本質を究明しよう。シュパンによれば、一切の真正なる全體性は部分的諸全體性に於て段階を形造り、従つて事實上、部分的全體及び亞全體の段階構造、階層序列より成立する。かくて次の如き區別が設けられる。(一)綜合全體(例へば人間社會)、(二)部分的全體性(例へば國家)、(三)部分的全體の裡に在る中全體性、(四)肢體若しくは個人。而して斯る系列中に於ける部分的全體性の本質は斯う考へられねばならぬ。

一切の全體は、それが現實性と存在とを贏ち得る爲めには、内容的に異つた諸部分的全體に解體せられねばならぬ。これは綜合全體其のものが何等の獨自なる規定性、存在を有せず、殆ど何等の特殊なる實體をも有しないと謂ふ根本事實より必然的に生ずることである。人間社會はそれ自體としては何處にも見出され得ないが、國家——具體化せられた特殊な部分的全體——としてはじめて現れて来る。即ち部分的全體がはじめて固有な規定性、具體的な實體を持つのである(一)。斯くの如き部分的全體としての國家は組織上の一形成物であつて、一つの職分協同體である。然し其は單なる一職分協同體ではなく、その性質が包括的であるといふ點に於て他の職分協同體に優つた職分協同體である。それは恰も精神的なるもの、領域に於て形而上的なるものが優越することによつて統一が保たれると同様に、行爲の分野に於ても、或る一つの機關(組織)が優越することによつて統一が保たれねばならない。即ち國家は最も普遍的な組織であり、斯る組織そのものとしては、その權力により總ての組織の綜合となる。この優位の點に於て、國家は「統一現象」である。最も普遍的にして且つ一切の行爲の統一を保證する職分協同體とし

では、國家はまた最高の職分協同體であり、他の總ての職分協同體の指導者である(2)。

- (1) O. Spann, Gesellschaftslehre, Ss. 545-546. 邦譯四二頁。
- (2) Ders., Der wahre Staat. 邦譯三〇九頁。

三

アンドレエの財政學は前述の如きシュパンの普遍主義の社會學說を基礎として居る。このことは彼れ自ら屢々言明するところである(1)。普遍主義を基礎とすることによつて、彼れは財政學を國庫の私經濟學たる從來の地位から正しき國家經濟の列に再び引きあげやうとするのである(2)。

(1) 例へば

W. Andrae, Bausteine zu eine universalistischen Steuerlehre, 1927, S. 93.

Ders., Grundlegung einer neuen Staatswirtschaftslehre, 1930, Ss. 64, 142, 152, 256, usw.

(2) W. Andrae, Grundlegung. (a. a. O.) S. VI.

以下私はアンドレエが稱して「新國家經濟論」と做す普遍主義の財政學を、其の基礎理論と課税原理とに分つて説明しよう。

先づアンドレエは特に國家經濟論(Staatswirtschaftslehre)なる名辭を使用する。無論かゝる名辭の使用はアンドレエを以てはじまるものではない。古い意味のそれは既にロレンツ・フォン・シュタインに依つて用ひられた(1)。

またエミール・ザックス、リツチュルも亦特殊の意味から、かゝる言葉を使用して居る(2)。然らばアンドレエの國家經濟とは如何なる意味か。又それは他の個別經濟、國民經濟と如何なる關係に在るか。

(1) L. v. Stein, Lehrbuch der Finanzwissenschaft, IV. Aufl. 1878, Bd. I, S. 8.

(2) E. Sax, Grundlegung der theoretischen Staatswissenschaft, 1887.

H. Ritschl, Theorie der Staatswissenschaft und Besteuerung, 1925.

彼れに従へば、個別經濟及び國家經濟は一般に明白なる特性をもつて居る。即ちこれ等は共に意識的に造られたる欲望充足の仕組みをもつて居る。然るに國民經濟は無意識的に生ずる全體であつて、斯くの如きものとしての全體は決して經濟行爲を行ふものではない。併し乍ら國民經濟は、彼れによれば、一般に考へられて居るやうな個別經濟の總和ではなくて、それ以上に、有機的な組織として發生するものである。而してかゝる國民經濟の存在を可能ならしめるものは、必要缺く可らざる生産要因としての國家である。國家は(1)社會的組織形態としての國家、(2)經濟手段としての國家、(3)(國庫收入の)個別經濟としての國家經濟とに分たれる。第一の概念は國民經濟理論に於ては何等の關係もない。其は法律學・社會學に屬するのである。第二の概念は國家行爲を一般に經濟的な意義に於て把握する。即ち此の場合、國家行爲はその經濟的意義の觀點に於て觀察せられ、經濟的概念に従ふ國民經濟の前提のもとに論ぜられる。第三の概念は國家の經濟を他の總ての個別經濟より勝れたる、國家目的によつて組織されたる手段組織として理解する。彼れに従へば、かゝる三個の概念は並存するものではない。第三の概念は

第二のそれに、而して第二の概念は第一の其れにそれぞれ從屬する。即ち國庫收入の目的は國家經濟的目的によつて決定せられ、また總ての國家經濟的行爲は社會的目的に從屬するのである(1)。

(1) Ders., Grundlegung, S. 1-3.

然らば、個別經濟と國家經濟とは如何なる態様に於て社會的生產物に参加するか。國家は純粹に國家的な立場からその行爲を行ひ、而してかゝる任務遂行に必要な手段を要求する。個別經濟も亦特定の方向に於て需要充足の爲め的手段を求め。然し私經濟と公經濟との間には二重の意味に於ける相異がある。第一に、個別經濟者は本質的に彼れの私的的目的を追求する。彼れは明らかに自利心によつて動かされるのみならず、他の經濟肢體との關係をも考慮する。然しかゝる考慮は個人的利益のもとに爲される。従つて彼れは収益性を目的とするものである。第二に、彼れは専ら私的手段を以て彼れの私的的目的を追求する。然るに財政學にとつては、第一に、私的的目的と謂ふことはあり得ない。何故ならば、國庫を充す總ての手段は公的需要を充たす爲めのものである。第二に、國民經濟の機關としての財政は國有財産・國債及び官業のみを頼りとしな。更にこの外に、私經濟にはない手数料・特別課徴及び租税といふ收入源泉をもつて居る。この故に、財政は、一個の營利經濟であるところの個別經濟に對して、古來取得經濟(Erntnahmewirtschaft)又は獲得經濟(Bezugswirtschaft)として示されて居る。財政は國家の機關として國民經濟及び個々の私經濟から強制的に收入を獲得することが出来る。個別經濟者とその企業から私經濟的行爲の報酬として收入を取得する如くに、國家はその組織的行爲に對し、租税其の他の形態に於て國家報酬をう

けとるのである(1)。

(1) Ders., Ebenda, S. 3-4.

次に國家に於ける經濟原則の意義は如何なるものか。アンドレエによれば、國家經濟も亦他の經濟と等しく經濟原則のもとに立つ。經濟原則に従ふことは兩者とも同様である。たゞ國家經濟と個別經濟との區別は根本的に異なる目的設定の中に在る。即ち個別經濟は私的家計によつて與へられた直接の個別的な目的をもつて居る。然るに、國家々計に與へられたる目的は、國庫收入の觀れば直接的であるが、併し國家それ自體が經濟手段である限り、國民經濟の目的が國家に與へられ、従つてこの意味に於て、間接的なものである。即ち此の目的は國庫收入的な國家經濟の性質を有するものではなくて、國民經濟的性質をもつものである。無論國民經濟に於て収益の多いことが私經濟を利する場合には、この収益性は國民經濟の機關として國家經濟に就ても妥當する。斯くて私經濟的収益性と國民及び國家經濟的生產性との間に通常設けられる相違は自ら明らかとなる。即ち私經濟は自己の爲めに、従つて直接にその目的を追求する。然るに國民及び國家經濟は私經濟の目的達成に役立つものである。而して國家經濟の地位には二つの種類がある。第一は一般國民經濟に屬する場合である。此の場合、特殊の財政理論といふものはあり得ない。第二は財政學を國民經濟の特殊機關の學理とする場合である。斯くするとき、一般國民經濟學とは關係のない新國家經濟の概念が登場する。また國家經濟に私經濟的なものがあるとしても、其は國家經濟と個別經濟とが同一であるといふ意味ではない。却つて、國家經濟は個別經濟に於けるが如く私經濟的の原則によつて論ぜられては

ならぬ。蓋し國家經濟行爲は收入調達の國庫收入の原則から説明せらるべきではないからである。私經濟に對しても國家經濟に對しても共に、これ等に先行する國民經濟の肢體としてそれと有機的關係に在るといふ必然性が成立する。この點に於ては、國家が手段を私經濟的に收得するとしても、又は強制的に獲得するとしても同様である。何故ならば、二つの場合に於て、國家經濟は、國庫收入上の私的利益を第一に目的とせず、國民經濟的一般厚生を目的とすべきだからである。かゝる目的をもつべき理由は、第一、國民經濟は國家が取得經濟として永く波み探る唯一の源泉であり、第二、若し國家が殘餘の國民經濟を妨げるが如き手段選擇によつて、これと同一目的を果す一般國民經濟を害ふことがあれば、それは明らかに不合理だからである(一)。斯くの如くアンドレは、國家經濟と個人經濟とは共に經濟原則に従ふけれども、其のもつところの目的が相異することを説いて、この兩者を區別して居る。

(一) Ders., Grundlegung, Ss. 6-8.

然らば、財政と國民經濟とは如何なる關係に在るか。彼れに従へば、國民經濟學は、財政と國民經濟との必然的連繫により財政學の必要缺く可らざる基礎原理である。財政學は國民經濟學によつて國民經濟體の全構成と生命とを認識する。これなくしては、財政學は一個の國庫收入の經營經濟論に轉落するのである。従つて財政學は國民經濟體の循環に滲透しなければならぬ。かくて其は充足の可能性(強制獲得、營利經濟、公債)の選擇に於て、主眼點を生産にむけなければならぬ。何故ならば、生産に於て收益をあげるといふことが、手段選擇に對して決定權を與へるものだからである。總括的に謂へば、財政學は之を國民經濟學から切り離して論ずることが出来ない。

其は寧ろ國民經濟學の中に於て固有の基礎をもつものである(一)。

(一) Ders., Ebenda, Ss. 9-11.

四

以上の説明によつてアンドレに於ける國家經濟の概念は略々明らかになつたと思ふ。然らば、彼れは財政學の個々の部門、例へば經費論・租稅論等を如何に説明するか。

先づ經費論に就て述べよう。經費論が一般に財政學の對象であるか如何うかといふことは今日猶ほ問題となつて居る(一)。然し彼れによれば、國民經濟學が社會的歸趣に就て何等の判斷をも下さないといふことは事實上疑ふ餘地がない。蓋し國民經濟學は精神的歸趣の價值・非價值を論ぜず、またかゝる倫理的若しくは社會學的價值判斷を前提としないからである。このことは國民經濟學の上に構成せられる財政學に就ても同様に妥當する。但し公共需要の財政學は全く異つた任務を遂行する。即ち其財政需要の内容と範圍とを確定し、私的欲望に對して公的需要を區別するのである。斯くて、財政學に對し社會の總體的な需要が與へられる。此に於て財政需要の限界が決定せられる。この限界の廣狹は無論經濟組織によつて定まるものである。例へば共產主義の經濟に於ては、私經濟的行爲は甚しく束縛せられ、而して、然らざれることに依つて公經濟の總合需要が充される。然るに法治國家、夜警國家に於ては、公經濟は出来る限り壓縮せられる。かゝる經濟組織の問題と關聯して、國家の本質に關する詳細な社會學的考察には立ち入らぬとしても、吾々は一應國家の經濟行爲に就て之を明らかにしておかねばならぬ。シ・パン

の説けるが如く、國家は最も一般的な且つ最高の組織であり、組織的行爲の全體、その理念的單一性であるから、國家の任務は本質的に組織的性質のものである。従つて本來、手段の調達が公共需要を決定するといふことになる。故に國家需要の大きさを定めるのは國家目的の大きさではなくて、國家組織の構成である(2)。

(1) 拙著「財政學概説」上卷二〇九頁參看。

(2) W. Andree, Grundlegung, Ss. 63-65.

次にアンドレエの普遍主義に基く租税論を考察する。彼れの租税原理は一言を以て盡せば次の如くである。「有らゆる經濟は社會的歸趣をもつ。これなくしては其は無意味である。他方、社會は經濟的手段を求め、而して其はこれなくしては不可能である。従つて、經濟的手段としての租税は社會的歸趣に役立つ限りに於てのみ正しい。故に租税の社會政策的目的が最高のものであり、國庫收入的目的はこれに従屬するものである(1)」。由來、租税の原理は種々なる立場から基礎付けられて來た。而してかゝる基礎付けは謂はゞ論者のもつ社會理論から派生したものである。例へば租税に於ける利益説、交換説は功利主義思想から生ずるものであり、社會政策説は政策國家の理論より歸結するものである。既に述べたやうに、アンドレエはシュパンによつて普遍主義を主張するから、個人主義に基く功利主義思想の租税論はこの場合問題とならない。然らば社會政策説はどうか。周知の如く、この説の主張者はアドルフ・ワグナーであつて、今日猶ほ其の亞流は多い。然しワグナーは、彼れの財政學に關する限り、矢張り個人主義者であつた。蓋し彼れは資本主義の發展過程に於て生ずる社會的弊害を排除する目的から、國家の

政策機能の擴大を主張したにすぎぬからである。即ちワグナーに於ける文化國家・社會國家の意味は、政策機能を加味した個人主義的國家概念以上のものではない。然るにアンドレエに於ける國家は普遍主義に基く部分的全體としての最高の組織體である。こゝに從來の政策國家論と普遍主義國家論との本質的相異がある。このことは租税に於ける政策目的の地位に於て既に現れて居る。即ちワグナーは租税の財政的目的の外に、其の社會政策的目的を附隨的に説いて居る。然るにアンドレエに於ては、前述の如く、租税の本來の目的は社會的目的實現に役立つことであつて、國庫の收入を充たすと謂ふ財政目的は寧ろ從屬的なものである。吾々はこゝに普遍主義的租税論の本質を認めなければならぬ。今少しく彼れ自身の説くところによつて其の理論の内容を明らかにしよう。

(1) Ders., Bausteine (a. a. O.) S. 25.

一 租税の目的と概念

租税國家の經濟に於ては、國家需要を獲得經濟によつて充たすことが他の有らゆる充足手段よりも重要である。こゝに、租税國家に於ける租税の地位が一應認められねばならぬ。國家經濟的目的に従ふ一般的な問題は國家目的實現の必然性といふことで答へられて居る。即ち國家はそのため手段の使用を必要とする限り、國家經費は國家收入によつて充されねばならぬといふのである。併し乍ら、かゝる一般的な問題とは別に、國家收入は如何なる種類のものであり得るか、若しくは如何なる種類のものであらねばならぬかといふ問題が提起せらるべきである。總ての國家は國家收入、従つて財政を必要とする。而して其は國家の本質より生ずるものである。そこで、其の時々の

手段體系が如何に調達せられねばならぬかといふことは、先づ其の時々の目的體系の狀況に従つて成立する。故に國家収入がアプリアリに一個の經濟的必然性であるならば、租税はこの意味に於て「歴史的範疇」(ワグナー)に於ける如くである。従つて租税の目的は直接に國家概念から派生するものではなくて、間接に國家の充足手段の體系と一般經濟手段の體系との一致の必要から生ずるものである。斯くて吾々は、租税の目的を決定するためには、經濟手段の一般的體系に於て、國家の充足手段の體系が私經濟の欲望充足手段よりも優位に在るか、若しくは反對に、これに従屬するか如何かを先づ明らかにしなければならぬ。この問題は國家經濟と國民經濟との關係であつて、この點に就ては既に述べたが、更に繰り返して謂へば、國家經濟は總體的國民經濟の一部門であり、同時に、國民經濟の特殊機關である。國民經濟の一部門としては、其は當然私經濟的機關から區別せられる。この場合に、私經濟に對する國家經濟の先行性が生ずる。即ち國家としての特性の中に於て、國家は徹頭徹尾國家である。故にシュパンが謂つたやうに、國家は、國民經濟に作用する爲めに、それ自身經濟に變じ、國家經濟とならねばならぬ。かくて國家經濟の充足手段の優位に關する前述の問題に就ては次の如く答へることが出来る——「國家經濟の總體的體系は有らゆる個々の私經濟より優位に在るものであるが、その一部門であり、特殊機關たる、全體としての國民經濟に就てはそうでない」と。國家經濟と國民經濟とは寧ろ相關的な關係に在るものである。斯くの如き相關々係は、國家の需要充足手段としての課税が支配的な經濟體系に對立するものとしての他の經濟手段よりも優位に在るといふ意味である(一)。

租税目的の概念は國家經濟が國民經濟との必然的連繫に於て私經濟に先行するといふことで、一應規定せられる譯であるが、アンドレエは更に社會政策目的の規定を次の如く説明して居る。

租税はヤース(兩面神)の頭に似て居る。其の一面は經濟及び國家需要充足に向けられる。而して他の一面は社會及び社會目的の爲めの收入使用に向けられる。然しかゝる二面は一つの頭の前面と後面とを作り、従つてこの二面は互に相識り、且つ對立する視野に於て同一目的を追求する。即ち國家經濟の手段を以て經濟社會生活促進の目的を追求するのである(2)。即ちヤースの頭の一面は社會を凝視する。この場合、租税收入は社會の目的の爲めに決定せられる。而して他面は經濟を觀望する。この場合、租税收入は經濟から取り出されねばならぬ。

租税に就ては次の三個の場合が考へられる。(一)租税收入が社會の目的の爲めに使用せられる場合、一層簡單に謂へば、公的經費が全く經濟を顧慮せざる場合、(二)租税が經濟を害ふ場合、(三)租税が經濟を促進する場合。第一の場合には事實上不可能である。何故ならば、總ての社會組織はある一定の經濟組織を創造するからである。無論社會は變化する。然し社會組織が如何に變化しても、それはまた經濟の變革を招致するのである。第二の場合には可能である。然しかゝる阻害の過程はある期間繼續するにすぎぬ。蓋しこれが長く續けば、租税は最早や徴收され得なくなるからである。第三の場合も亦可能である。この場合には、課税は永續する。而してこれを租税の再生産性の學理と謂ふ。ワグナーは「租税の經濟的説明と基礎付けとはその再生産に在る」との命題をあげ、これを一個の「要請」と呼んだ。かゝる要請の中に、租税の經濟に對する顧慮が認められて居る。何となれば、經濟に對する顧

慮なくしては、何等の租税體系も存立し得ないからである。

租税は經濟及び社會の先行性から離れることが出來ず、また其は經濟と社會とを結びつける橋であることが明らかにされたから、吾々は租税の主目的及び副目的の問題に就て次のやうに正しく答へることが出來ると思ふ。即ち課税の主目的は經濟と社會との循環を完成し、若しくはこれ等の間の紐帯を結ぶことである。これなくしては、經濟と社會とは、個人的に結びつけられるだけであつて、國家的（組織的）には連結せられない。かくて、國家及び社會の本質に就て相對立する解釋をもつところの個人主義と普遍主義とは根本的に異なる國家理論に到達するのである。かゝる目的は一個の社會的目的であるから、吾々は租税の主目的を「社會政策的」目的と稱することが出来る。たゞ、この言葉の意味を、經濟的手段による社會の組織と理解しなければならぬ(3)。斯くて、社會政策的目的は所謂國庫收入の目的に從屬するものではない。寧ろ國庫收入の目的はそれ自體としては成立し得ざるものである。何故ならば、此の目的の達成は課税の社會政策的形態に依存するからである。

(1) Ders., Grundlegung, Ss., 138-144.

(2) Ders., Ebenda, S. 144.

(3) Ders., Bausteine, Ss. 26-28.

(4) Ders., Grundlegung, S. 144.

二 租税の根據と其の配分

以上の如く租税の社會的目的を主張したアンドレエは、更に租税の根據と其の配分原理とを説いて居る。彼れは租税の根據を、租税と資本主義經濟組織との關聯並びに租税それ自體の再生産性から説明する。惟ふに、初期資本主義の生誕は特權收入に經濟的基礎をおいたところの警察國家を自由主義國家に變革した。國家の自由主義的理念はその經濟的活動の壓縮である。謂はゞ、資本主義時代に於ける國家の本質的機能は、私資本の作用の幅員を擴大する爲めに必要な社會的秩序を作り出すことである。それと同時に私資本の活動に不適當なる領域が僅かに國家活動の爲めに殘されるにすぎない。従つて、國家はこの種の機能を遂行する爲めに必要な經費を強制獲得による租税に仰ぐ。この意味に於て、資本主義經濟と租税國家とは不可分の關係に在ると謂へるのである。アンドレエも亦、この關係を主張する。彼れは謂ふ——「資本主義的經濟組織は課税の國家的侵害がなければ一般に存立するとは出來ぬ。このことは、資本主義的國民經濟と租税國家とは同時に存立してゐると謂ふ事實によつて證明せられる」と。また彼れはロレンツ・フォン・シュタインに從つて租税の生産性を主張し、かゝる租税の能力に依て、その根據を説くのである。即ち彼れによれば、租税は確かに私經濟を侵害する。然し國家經濟は間接に私經濟を利し、これをより生産的ならしめるものである。而して、一般に國家經濟が國民經濟に對する國家的行爲の不可缺少な基礎付けられるやうに、課税の根據は、一部の國家需要が私經濟からの非報酬的獲得によつて充足せられねばならぬと謂ふことに在る。かゝる強制獲得による租税の大きさは二個の觀點から定められる。一はこれを所與の大きとする見地であつて、この場合、國家經濟の手段は交換經濟的には充されることが出來ぬ。他は國家需要の大きが可能

なる租税収入を顧慮して定められる場合である。然るとき、租税經濟が私經濟の總和の爲し得るよりも一層有利に、同じ手段の使用で總體社會の需要を充たす故に、またその限りに於て、課税は正當視せられるのである。彼れによれば、租税經濟の斯る最も一般的な法則は、一般租税理論に於ける最も本質的な次の三問題を解決する。

(a) 課税の經濟的根據

この根據は、綜合社會の需要が上位の國家經濟を伴はぬ個別經濟によつては一般に充足され得ないといふことに基くものである。若し國民經濟を一個の有機體と看、この有機體なくしては、器官としての私經濟は成立し得ないとするならば、國民經濟としての社會需要を充たすことは、私經濟にとつて絶対に必要である。國家需要を斯く如く必要欠く可らざるものとする限り、私經濟と租税經濟との效果的な比較は必要でない。此の場合、國家欲望の充足が他の如何なる欲望の充足よりも經濟的生產的であることは明らかである。

(b) 經濟的に許し得べき課税の量

この量は、前者の場合に反して、以上兩者の比較を必要とする。國家經濟が社會的目的を追求し、より、高次の資本を管理する限り於て、明らかに其は一層大なる生産性をもつものである。然し、租税獲得が斯く生産的であるためには、この獲得は利潤及び資本收益全部の徴收、若しくは國民財産の減少にまで及んではならぬ。何故なれば、利潤及び資本收益は、それ自體少くとも、人口増加の爲めの追加資本を作る程度に國民經濟を維持し、而して一般に世界經濟の内部に於ける其の地位を保持し、従つて一般經濟發展と歩調を合はせねばならぬからである。この程度

以上の課税は、必要欠くべからざる國家需要の充足が必至である場合にのみ許される。

(c) 經濟的に正當なる租税の配分

斯る配分は、租税の程度がそれ自體許されたる高さを超えない間は、實際上に充される理論的要求である。然し租税の程度とその配分とは、租税獲得の必然性とその經濟的許容とが相應しなければならぬといふ意味に於て相關である。課税は私經濟がこの獲得を正當視する場合に正しいのではない。蓋し其は決して倫理的なものではなくて、經濟的方策であり、其が正しい場合に基礎付けられるものだからである。直接に正當なる租税配分はあり得ない。租税の配分は正しい國家目的に應ずる限りに於て、間接的に正當視せられる。故に反對に國家目的が正しくなければ、正當なる租税の配分といふことは矛盾である。何となれば、其が正しくある爲めには、不正當なる國家目的と矛盾する筈だからである(1)。

(1) Das, Grundlegung, Ss. 146-151.

アンドレエは普遍主義的租税原理を更に明瞭ならしめる爲めに、社會・經濟政策的租税配分と精神的國家資本の問題を論ずる。

彼れによれば、租税の配分は、有らゆる國家の方策が社會的目的を追求する限りに於てのみ、社會政策的である。社會・經濟政策的の綜合的體系は租税負擔の經濟政策的配分の爲めの領域を構成する。國家經濟は、ミューア、シユパンに於けるが如く、精神的非物質的資本、より、高次の資本を管理するといふ意味に於て、私經濟に先行する。斯

くの如き資本は其の本質が精神的なものであるから消耗しない。然し其は絶えず更新されねばならぬ。そこで、租税に目的の追求があり、而して國家資本の利子支拂及び其の償却が必要であるならば、この意味から、租税負擔の配分は經濟的な根據をもつこととなるのである。而して財政政策にとつて重要なことは、國家目的の如何並びに其の設定の問題ではなくて、この目的を如何に遂行するかといふことである。即ち國家目的其れ自體の問題は社會學上の問題であつて、財政學に於てはたゞ國家行爲の純經濟的結果が指示されるにすぎぬ。然しこの場合に於ても、勿論租税の社會政策的目的是確認されねばならぬ。然らば、かゝる租税の社會政策的目的とは何か。資本主義的組織の欠陥は個人所得及び個人財産の大なる懸隔に在るのではなくて、國民經濟に有害なる營利の自由にある。故に正しき意味の社會政策的課税目的は財産・所得の不平等を匡正均化する作用をもつものではない。其は營利並に資本使用を、課税により國民經濟の規範に従つて之を嚮導するといふ意味で經濟政策的なのである(一)。

(一) Ders., Grundlegung, Ss. 151-153.

然らば、かゝる嚮導の目標は何か。彼れは、(一)有らゆる生産部門は國民經濟の給付状態を保持するために等しく重要である、而して(二)永い間には個々の生産部内に轉位が起り、従つて國民經濟内部に於て、一方の生産部門は大いに繁榮するのに、他方の生産部門は其結果却つて萎縮するといふ二個の事實より出發する。この場合、前述の目標は各經濟部門の均衡性を確立することである。それは如何にして達せられるか。彼れは謂ふ——「各個々の部門は、國民經濟的綜合需要の中、自己の充すべき部分を充足しなければならぬ。換言すれば、個々の生産部門の

資本設備は、購買力ある需要の充足に對し必要なる量以上また以下にならぬ様調整されねばならぬ。事實上に看る如く、ある經濟部門(例へば獨乙の加里業)は資本過剰であり、他の部門(例へば獨乙の農業)は資本欠乏に困つて居るが、斯くの如きであつてはならぬ」と。彼れに従へば、かゝる投下資本量の均整は決してリカードオに於ける利潤率平均の法則によつて樹立せられるものではない。其は經濟政策的課税並びに自然法則を妨げる國家干渉によつて成立し得るものである。

實際に於て利潤が如何に定まるかといふことは、先づ支配的な經濟組織に關係し、次に個々の生産部門に於ける資本の分配に依據する。而して資本主義的經濟組織は資本の移動を保護する。従つて經濟部門の収益性は、資本の移動が自由に行はれ得るか如何かといふことにかゝつて居る。故に資本の移動容易なる産業部門は有利であり、其が固定的なる部門は不利である。具體的に謂へば、金融資本はこの移動が最も自由であるから最大の利潤をあげ、商業資本、工業資本、農業資本となるに従つて漸時其の利潤率は低下する。この理由によつて、支配的經濟組織によつて最も保護せられる部門は最も重い租税を負擔しなければならぬ。即ち租税負擔の配分は金融資本より農業資本に至る階梯を構成するのである(一)。

(一) Ders., Grundlegung, Ss. 155-160.

更に彼れは何故に金融資本が最大の負擔を蒙るべく、農業資本が最底の負擔に應ずべきかを次の如く説明して居る。

第一、國家の經濟政策は直接金融資本を有利にする。尤も他の經濟部門は大なり小なり保護關稅又は補助金によつて利益を享けるが、斯くの如きは經濟政策の特別手段であり、且つ保護關稅は資本主義組織の資本移動性に矛盾するのみならず、外國政治情勢及び國內經濟の妥協によつて束縛せられるから、金融資本が經濟情勢を支配することの強くなるに従つて、其の補助手段としての効果は益、尠くなるのである。

第二、商業及び工業の爲めには、組織的な且つ正しく規制せられた取引及びその結果として交通・通信制度が設けられて居る。従つてかゝるより高度の生産階梯に在る資本は國家經濟政策の利益をうけることが一層大である。一般資本主義組織は交易經濟として成立して居るものであるから、この點に於て、自給的な農業と商業・工業との間には大なる相異が存する。

第三、より高度の生産部門はより高い程度に於て教育價值に参加する。蓋し經濟上・技術上の教育は、農業に對してよりも企業者利潤の爲めに設けられて居るからである(一)。

(1) Ders., Grundlegung, Ss. 161-162.

猶ほ彼れは、資本の収益に就て、當爲又は規範収益(Soll-Erträge, Normierte Erträge, Normerträge)と現實収益(Ist-Erträge)とを區別し、前者によつて課稅の標準を決定すべしと述べて居る。彼れのいふ規範収益とは一定の生産部門に於て正常にあぐべきものと想定せられたる収益であつて、謂はゞ、概念的に規定せられる収益である。これに反し、現實収益とは、ある生産部門が事實上あげて居る個別的収益である。彼れに従へば一定額の資本があ

る生産部門に於て規範収益をあげて居る場合には、其は正しく利用せられて居るものと考へられ、然らざる場合には、其は充分に利用せられざるものと見做される。而して彼れは課稅の標準として規範収益を主張する。何故なれば、かゝる規範収益による課稅の方法は利益をあげる資本を増加し、然らざる資本を減少せしめるといふ經濟政策的意義をもつからである。少くとも、其は資本が不正なる方法で不正なる目的に向けられて居る場合に、望まじきものである。斯る課稅の新形式によつて、國庫は非生産的な資本を大いに生産的資本とすることが出来る(2)。

この規範収益課稅に對し、前述の金融資本より農業資本に至る利潤の階梯の問題から次の如き二原則が生ずる。

(一) 同額の資本の齎らす収益は生産部門が異なるに従つて其の大きさも異なるべきである。かゝる収益の階梯は金融資本を最大とし、これに次ぐものが商業資本・工業資本であり、而して農業資本が最も低い。課稅はこれを基礎として設定せられねばならぬ。

(二) 同一生産部門に於ける異なる資本額は、比例的ではなくて累進的な収益を齎らすべきである(3)。

(1) Ders., Grundlegung, Ss. 161-162.

(2) Ders., Bausteine, S. 129.

(3) Ders., Grundlegung, Ss. 162-163.

かくてアンドレエに依れば、經濟的に正しい租稅の配分は個々經濟部門に於ける比例的な負擔によつて達せられる。而して彼れは規範資本収益稅を中心とする租稅體系を説いて居るが、無論これのみの單一稅を主張するもので

はない。例へば、該税以外に、ロレンツ・フォン・シュタインに従つて「物的資本」の外に「人的資本」を認め、この人的資本に基く勤勞所得税を加へる。また、消費税を認め、これを次の如く基礎付ける。即ち資本所有者が規範収益税によつて自己の財産を經濟的に使用するやうに、所得者は消費税によつて其の所得を經濟的に使用する、と謂ふのである(一)。

(一) Ders., Grundlegung, Ss. 164-166.

進んで彼れは租税能力の問題を分析することにより、租税配分論を一層明らかにして居る。彼れに従へば、租税配分の原理には、利益説、等價説に於ける如く、租税の配分を國家の反對給付と看るものとこれを租税義務の負擔能力から説くものとがある。然し前者は歴史的意義をもつにすぎない。而して負擔能力の原理には二重の意義がある。一はスミスに於けるやうに、個人經濟の側から説かれる私經濟的概念であり、他は規範収益税に於けるやうに、經濟政策的に説かれる國民經濟的概念である。アンドレエは無論私經濟的な負擔能力を否定する。蓋し其は正しき租税配分ではないからである。租税能力は決して主觀的な負擔能力では測定されない。其は國民經濟的概念としての能力であり、經濟者の客觀的狀態に依つて測定せられるものであると謂つて居る(一)。

(一) Ders., Grundlegung, Ss. 168-171.

アンドレエの課税原理に就ては、花戸教授の勝れたる紹介と批判(國民經濟雜誌五十三卷四號及び六號)がある。併せ讀まれんことを希望する。

以上の説明によつて、アンドレエの普通主義に基く財政論は略、明らかにされたと思ふ。更らに、彼れの思想は「新國家經濟原理」の最後に提示せられて居る「普通主義國家經濟學のプラン」によつて益々明瞭となるのである。彼れは、現在に於て相對立する二個の強大なる力を資本主義と共產主義と做し、これ等は共に經濟的目的を追求するが、本質上共に國家の敵であると謂ふ。資本主義に於ける自由交易經濟の空想的な前提は生産・消費の自由なる理念に基く。これに對し、共產主義は生産・消費の強制欲に驅られる。此れ等相對立する二力間に、吾々は第三の經濟力を認める。其は組合社會と結び付けられたる經濟である。國家の正しき行爲は總ての經濟の組合社會的原理を新しく生かさねばならぬ。かゝる國民經濟の組合社會的組成によつて、財政は經濟生活の中に其の地歩を固めることが出来る。かくてアンドレエはリストの思想の新生によつて國家經濟の正しき方向を認識すると信ずる。國家は「精神的資本」「より高次の資本」の管理者として國民經濟の構成員となり、而してかゝる資本維持の爲めに經濟的手段を調達する國家經濟は第一位の經濟政策的組織となるのである。國家は人間的制度が完成せられる最高の生活形式であり、其はたゞ支配的機關としての機能を充たすに隨つて、一層確實に其の最高目的を達成する。斯くて追求せられる歸趣は國民經濟の組合社會的政策であり、經濟部門の身分的組織である。而して租税經濟はかゝる範圍内に於て作用し、収益税組織と消費税組織とを含む租税政策を利用するのである(一)。

(一) Ders., Grundlegung, Ss. 248-259.

Karl Bräuer, Wege und Ziele der Finanzwissenschaft. (Finanzarchiv, 17. Jahrg. 1930) Ss. 587-589.

彼れに依れば、普遍主義社會に於ては、國家と社會、國家經濟と國民經濟とは密接に結びついて居る。従つて國家經濟は本質的に異なる組成をもつ。この組成は(一)財務省、(二)經濟協同體、(三)租稅組合より成る。この場合の財務大臣は自由主義國家に於けると異なる職能を有し、經濟協同體及び租稅組合と協同する。經濟協同體は、先づ個々の私經濟が集つて一個の個別協同體を作り、これが更に集つて生産部門の綜合協同體を構成し、この綜合協同體は最高經濟協同體(最高組織としての經濟參議院)にその代表者を送るのである。猶ほ經濟的身分構成によつて租稅組合が造られる。租稅組合の職分はこの組合によつて代表せられたる經濟部門の利益を守り、また租稅負擔の配分するを定めることである。この組合は(一)經濟者がそれによつて代表せられる資本の高により、(二)彼れ等が屬する經濟部門により組織せられる(一)。

(一) W. Andreæ, Grundlegung, Ss. 259-265.

Ders., Bansteine, Ss. 234.

井藤教授「統制經濟財政論」三七二—二頁。

五

斯くの如く、アンドレエはシュパンの普遍主義に基いて財政學を説き、更に其の具體的な組織として、普遍主義財政のプランを提示して居る。然らば、斯る普遍主義財政學に對して如何なる批判が與へられるか。この批判は一般原理の問題と個別問題とに分たれるであらう。

先づ一般原理の問題に就て述べよう。ハインドリッヒはアンドレエの租稅理論が封建的であり、從者的イデオロギイ(Gefolgschaftsideologie)のものであると謂つて居る。然し封建的であるといふことだけでは無論普遍主義財政學の批判にはならぬ。本來、普遍主義其れ自體が、其の國家論に於て、身分國家を主張する。歴史上の封建國家は確かに身分國家であつた。従つて身分國家の主張がこの意味に於て封建的なることは當然である。故に封建的なることの否定は身分國家の否定を基礎としなければならぬ。而して身分國家の否定は普遍主義の否定である。斯くて問題は普遍主義其れ自體の批判となる。ハインドリッヒが普遍主義を論理的に否定するが如き論據を提示せずして、直ちにアンドレエの財政學を「封建的身分國家の傳説」と謂ふのは論理的な批判ではないであらう。また彼れは、アンドレエの普遍主義に基く租稅義務説を、事實上の結果にあらざる認定であるといふ。然らばハインドリッヒの謂ふ應説にあらざる事實上の結果とは何であらうか。其は恐らく現實資本主義に於ける租稅現象の説明といふことであらう。然しアンドレエは資本主義、ボルシェヴィズム、ファシズムを以て現代に於ける三個の經濟組織とするが、同時に前二者の矛盾を指摘して普遍主義に基くファシズムを説くものである。従つてこの立場からの租稅原理がハインドリッヒの場合と異なるのは當然である。故にこの問題もファシズム其れ自體の批判から出發すべきであらう。更にハインドリッヒはアンドレエに於ける國家が單なる組織者であり、自ら經濟的活動を行つてはならぬことを指摘する(一)。この批判は充分の價值をもつと謂へるであらう。確かにアンドレエは國家經濟を以て個人經濟に先行するものといふ。國家經濟なくしては個人經濟は考へられぬ。國家は「精神的資本」の管理者であり、國民經濟の

構成者である。然かも彼れに於ける國家經濟は個人經濟より強制的に取得するところの獲得經濟に依據すること甚しく大であつて、國家の自主的經濟活動に就ては個人主義財政學の範圍を出て居らぬ。果して然らば、國家經濟の基礎は個人經濟に在るとも謂へる。これ、彼れが一面に於て極力國家經濟の先行性を説きながら、他面に於て個人主義的經濟概念を脱却し得ざる所以である。この批判はシュパンの普遍主義其れ自體に對しても妥當する。シュパンは個人主義を否定すること甚だ劇烈なるにも拘らず、彼れ自ら個人主義的概念を完全に脱却して居らぬ。このことは既にシュトルツマンの指摘しるところであつた。即ち謂ふ——「シュパンは全體主義を主張するにも拘らず、少くとも方法論的には、猶ほ個人主義的出發點を固持して居る」(2)と。

(1) Hendrich, Die Lehre von den obersten Steuerprinzipien, 1929, Ss. 26-27.

(2) Solzmann, Die Krisis in der heutigen Nationalökonomie, 1925, S. 65.

更にアンドレエが租税を以て精神資本の利子、精神資本更新の爲めの償却金と觀るのは如何うか。この思想がミユアラに發することは既に述べた。然し租税の根據に利子概念をもつて來ることは明らかに交換經濟を基礎とする個人主義の思想である。個人經濟が全く國家經濟に從屬するものであるならば、この兩者間に交換的な概念は起り得ない。租税は最早や利子である必要はない。私經濟が強制獲得經濟に應ずることは論理上必然的・無條件的なものであらねばならぬ。一應この無條件性が明らかにされた後、派生的な結果として利子概念を説くことは無論可能である。然しアンドレエの如く、租税を専ら利子概念によつて基礎付けることは、彼れの劇烈なる個人主義反對論

と相容れぬ。このことはまた彼れの集權主義と自由主義との混亂ともなつて現れて居る。彼れは一方に於て、需要の自由なる構成に對する拘束、個人財産の任意なる處分に對する制限を説いて自由主義に極力反對しながら、他方に於て、個人の安易を妨げてはならぬといふ見地を採つて居る。自由主義に於ける個人の安易は個人經濟活動の不拘束性にある。一方に於て、この不拘束を否定し、他方、これを主張するのは矛盾であらう。無論私はこゝで全體主義の徹底を主張するものではない。たゞ、若しアンドレエが正しい意味の全體主義から出發するならば、財政現象の説明の過程に於て現れる個人主義・自由主義の理念は全く棄てられねばならぬし、また個人主義的理念を棄てることが出來なければ、全體主義の主張は既に不徹底のものであるといふのである。

次に個別問題に就て説かう。

この問題の中心となるのは生産部門による課税階梯論と規範・現實收益稅論とである。プロイヤアは、種々なる生産部門による階梯を以て努力に値する理想たり得るものと認める。事實上、資本移動の不自由及び客觀的條件の爲めに、少くとも短期に於ては、利潤率は平均して居らぬ。然かも、財政現象に於ける獲得經濟は、現實に於て、一定期間毎に各生産部門から、利潤率不均衡のまゝ捕捉されねばならぬ。こゝに、各生産部門に就て階梯を設くべき充分の理由がある。また同じ生産部門に於ても、例へば戰爭準備時代及び戰時に於ける軍需工業は、他の工業部門よりも大なる利潤を收得する。こゝにも亦、客觀的條件の變化による差別が設けられねばならぬ。猶ほ、規範收益は果して之を測定し得るか如何うかといふ疑問が起る。無論この疑問それ自體は成立し得る。然し現在の稅制に

於て果して収益・所得は正しく測定されて居るであらうか。これも亦等しく疑問とならねばならぬ。思ふに、収益の測定、租税の配分といふことは勢力の概念なくしては考へられないことであらう。而して總ては勢力關係によつて決定されると看るならば、アンドレエの理論は根本的に改訂されねばならぬ。またそれと同時に、現代の税制に於ても正しき測定と配分といふことはあり得なくなる。たゞ、アンドレエの場合は、普遍主義を前提とするものであるから、その限りに於て規範収益の概念とそれに従ふ租税の配分は正しいのである。従つて普遍主義社會實現の爲めの規範収益税が現實に於て測定可能のものか如何うかといふことは最早や根本問題でない。この課税問題は之を經濟政策的標準と觀るべきである。従つて普遍主義社會の實現を拒否する者或は現實經濟組織をそのまま認める者にとつては、恐らく彼れの規範収益課税論は許し難いものであらう(1)。

(1) アンドレエの普遍主義財政學の全般的な批判としては Bräuer, Wege u. Ziele der Finanzwissenschaft (a. a. O.) 及び Ritschl, Finanzarchiv, Jahrg. 44, 1927, Ss. 891-894) があるが、こゝでは一一これに觸れな。

然らば、アンドレエの普遍主義財政學によつて如何なる理念が最も明瞭にされたか。其は租税に於ける義務の理念である。既に述べたやうに、租税を負担する与否とは、事實上個人の恣意ではない。このことは個人主義者も亦之を認めて居る。此の場合、その論據となるのは功利主義である(1)。即ち彼れ等に於ける義務の理念は功利主義の倫理である。道徳的及び其の他の價値は個人に對して有用であり、従つて功利的なるが故に實現せられる。こゝに功利主義の相對性がある。即ちその時々々に於て實現せられる有用なるものは相對的である。またこの倫理は同時

に經驗的である。蓋し道徳的なるものは經驗の結果であり、また有用でもあり善でもあると看做されるもの、經驗の結果であるからである。斯くてこの倫理は可變的であり、主觀的である。總ての時代及び民族、或はまた總ての個人にとつては異つた眞理がある。何故なれば、總てのものは必然的に種々の經驗内容を有し、また經驗に適應する過程も種々様々だからである(2)。従つて個人主義的財政學に於ける義務の理念は個人の側に於ける單なる道徳律にすぎなくなる。然るに普遍主義的見解に於ては、客觀的・精神的なるもの、生命法則はまた分岐的な個人精神の道徳法則である。個人精神はたゞ共存關係に於てのみ實現せられるから、たゞそれが客觀的なるもの(協同社會)へ参加する限りに於て道徳的である。何となれば、社會道徳のみがまた個人の道徳たり得るからである(3)。斯くて社會を以て個人に先行すると説く普遍主義に於てはじめて義務の理念は客觀的・社會理論的基礎付けをもつことが出来る。

(1) 功利主義の財政思想については拙稿「功利主義哲學と租税犧牲説」(本誌二十四卷三號)參照。

(2) Spann, Der wahre Staat, (a. a. O.) Ss. 85-86. 邦譯一一七—一一九頁。

(3) Ders., Ebenda, Ss. 88-89. 邦譯七八頁。

然らば、普遍主義財政學に於ける租税の本質的政策概念は如何に解さるべきか。

マルクスは謂ふ——「直接ブルジョアの生産に基く分配關係——勞賃と利潤、利潤と利子、地代と利潤との關係は最も高い租税によつて附隨條件に於ては修正せられ得るが、然し其の基礎に於ては脅かされない(1)」。また「租

税はブルジョア的・資本家的國家組織及び經濟組織に於ける偶然の要素である。其の増額、引き下げ、及び其の完全なる除去それ自體さへも、資本主義的事象の組織に何等の本質的な變化を齎らさない(2)と。

猶ほエンゲルスは其の住宅問題に於て、「租税！これはブルジョアジイが甚だ利害關係をもち、プロレタリアには大して重要でない瑣事である。……労働者階級に對して、非常に重要な問題とせられたこれ等のすべての點(公債・租税等々)は、事實に於てはたゞブルジョアに對して、殊に小ブルジョアに對して本質的利害を有するものである。而して吾々は主張する——労働者階級はこれ等諸階級の利害に注意する任務をもつて居ない(3)と。マルキシズムに於ては、租税政策の意義は斯くの如く極度に限定せられて居る。然し普遍主義を説く者にとつては、其は普遍主義社會實現の爲めに充分役立ち得るであらう。

(1) Neue Zeit, 18/II, S. 570. (Heindrich, a. a. O. S. 28).

(2) Neue Rhein. Zig., 4. Heft, S. 48 61. (Heindrich, a. a. O. S. 28).

(3) Engels, Zur Wohnungsfrage, (Elementarbücher des Kommunismus, Bd. 17) S. 54. 加田教授譯「住宅問題」(岩波文庫) 四九頁。

(一九三五・三・二二)

經濟政策學の可能性

氣 賀 健 三

一 經濟政策學の可能性

二 目的觀と因果觀

三 必然性と意思の自由

一 經濟政策學の可能性

先づ最初に經濟政策學の可能性といふ問題の意味を明にしよう。一見するに個々の具體的な經濟政策の可能性は常識の示す所に據つて、殊更論議するまでもない事である。之を問題とする者があるならば、恐らく何人と雖も其質疑者の常識を怪まぬものはないであらう。今日大多數の國々に於て實施せられて居る所の或種の産業に對する國家の補助、獎勵の制度や國內特定産業保護育成の爲にする關稅制度の如きは正に現實の社會に實行せられて居る所の經濟政策に外ならぬ。

經濟政策學の可能性は如何であらうか。學といふ意味は、普通には個々の具體的な政策手段に關する知識の單なる集積でなく、此等の政策手段をば一定の秩序の下に論理的に統一して説明せる體系的知識の謂である。之に就て